

導入チェックシート

障がい者のテレワークを導入するにあたり、押さえていただきたい項目をチェックリスト化しました。ぜひ、ご活用ください。

STEP 01	社内体制	経営層の考え方を把握できている。 メリット・デメリットを理解し、社内全体で目的が共有できている。 推進チームを結成し、推進計画が策定されている。
	業務の切り出し	テレワークに合う仕事が明確になっている。 テレワーク業務のフロー図ができる。
	労務管理	就業規則(テレワーク勤務規定)が整備されている。 労務管理に関するルールを策定できている。 労働時間の把握方法を定めている。(始業・終業時間の把握)
STEP 02	執務管理	テレワーク環境の整備に必要な機材がそろっている。
	IT環境	コミュニケーションツールの整備ができる。
	採用	採用のミスマッチを防ぐための方策を検討している。 障がい者のテレワークに必要なスキルが明確になっている。 健康状況などの把握ができる。
STEP 03	導入	Web会議ツールを活用するなど、情報伝達の工夫がされている。 障がい者にテレワークに必要な教育訓練を行う。 テレワークの運用方法や注意点などについて、障がい者と共有できている。
	改善・定着	障がい者をフォローできる体制を整えている。
	改善・定着	テレワークの課題を把握し、改善している。 人事評価の仕組みについて検討している。

参考

- 障がい者のテレワークに関する問い合わせ先
 - ◆テレワーク全般窓口
テレワーク相談センター(国の機関)
<https://www.tw-sodan.jp/>
 - 一般社団法人 日本テレワーク協会
<https://japan-telework.or.jp/>
- ◆障がい者の雇用支援
 - 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
障害者の在宅就業支援ホームページ
<https://www.challenge.jeed.go.jp/>

発行: 三重県雇用経済部 就業対策課
〒514-8570
津市広明町13番地(本庁8階)
電話 : 059-224-2510
FAX : 059-224-2455
メール : koyou@pref.mie.lg.jp

制作: 社会福祉法人 ぶろぼの
*社会福祉法人ぶろぼのは、「令和2年度障がい者のテレワーク促進事業」を三重県から受託しています。

令和2年度 障がい者のテレワーク促進事業

中小企業のための 障がい者のテレワーク 導入ガイド

障がい者のテレワークにはじめて取り組む企業向けにポイントをまとめました。
障がい者の新しい働き方のモデルを構築する「障がい者のテレワーク促進事業」に参加した企業事例も紹介しています。
皆様の参考にしていただけたと幸いです。



令和3年3月
三重県